

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和 7 年 6 月 23 日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市市有林 J-クレジット可能性調査業務

(2) 業務目的

本市では、市有林 3,338ha の内、人工林を主体に 2,203ha を管理しており、森林の有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮できるよう、取組を推進している。この森林の多様な機能に着目し、本市における森林の CO2 吸収量をカーボンクレジットとして活用し、カーボンニュートラルの実現にむけて本市の役割を明確にするための基礎調査として本業務を実施する。

(3) 業務内容

別紙「今治市市有林 J-クレジット可能性調査業務仕様書」のとおり

(4) 事業期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで

2 見積限度額

2,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- （１）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者
- （３）本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- （５）今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者
- （６）Ｊークレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録、Ｊークレジット認証申請事務、Ｊークレジット販売等事務の経験を有する者。なお、実施中のものも含む。

5 担当部署

今治市役所 産業部 産業政策局 農林水産課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１
TEL：0898-36-1542
FAX：0898-32-5266
E-MAIL：nousui@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年6月23日(月)から令和7年7月4日(金)午後5時15分まで

(2) 配布場所及び方法

今治市農林水産課ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/nourin>

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年6月23日(月)から令和7年7月4日(金)午後5時15分まで

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 実績調書(様式第3号)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。)により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和7年7月9日(水)までに通知します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年7月11日(金)から令和7年7月25日(金)午後5時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 5 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 5 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第 6 号）

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書は A4 版で作成し、10 ページ以内にまとめてください。フォントサイズは 10.5 ポイント以上とすること。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

(5) 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 8 部

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象と

なっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

10 選定方法

選定は、今治市市有林Ｊークレジット可能性調査業務プロポーザル選定委員会が行い、前記６「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第１次審査（書類審査）

ア 日時

令和７年７月２９日（火）

イ 評価、選定方法

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第１次審査を省略し、第２次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第２次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

ア 日時

令和７年８月７日（木）

イ 実施方法

- ・プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分、合計 30 分を目安とします。
- ・プレゼンテーションは非公開とします。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を使用して行うことは可とします。なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは発注者が用意し、その他パソコン等は提案者が各自用意することとします。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行い、プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出するこ

とはできません。

- ・プレゼンテーションの参加者は3名までとします。
- ・プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

ウ 評価、選定方法

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、評価項目(2)企画提案力の実施方針の評価の高い方の参加者を上位とし、なお、それらが複数いる場合は、提案見積価格が低い方の参加者を上位とします。なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

- (3) 参加者が1者の場合は、今治市市有林Jークレジット可能性調査業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールにより通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合

- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。

今治市市有林Ｊ－クレジット可能性調査業務仕様書

本仕様書は、今治市（以下、委託者という。）が発注する「今治市市有林Ｊ－クレジット可能性調査業務」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

第１章 総 則

１ 目的

本市では、市有林 3,338ha の内、人工林を主体に 2,203ha を管理しており、森林の有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮できるよう、取組を推進している。この森林の多様な機能に着目し、本市における森林の CO₂ 吸収量をカーボンクレジットとして活用し、カーボンニュートラルの実現にむけて本市の役割を明確にするための基礎調査として本業務を実施する。

２ 委託事業

今治市市有林Ｊ－クレジット可能性調査業務

３ 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日までとする。

４ 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い行わなければならない。なお、本仕様書に定めなくても、業務に当然必要な事項は本業務に含むものとし、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は本市と受託者の協議によるものとする。

５ 業務管理

- (１) 受託者は、業務の円滑な進行が図るため、高度の専門知識と経験を有する技術者を派遣し、業務を遂行すること。
- (２) 受託者は、常に本市と十分な協議を行い、業務や工事工程表に沿って遅滞なく、かつ業務に支障のないように業務を行うこと。

６ 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令・規格・各種指針等を遵守

しなければならない。

7 成果品

- ・業務報告書 3 部
- ・上記電子データ一式

8 成果品の検査

業務において作成した成果品は、委託者の検査を受けこれに合格しなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに担当者と協議するものとする。
- (2) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- (3) 森林経営計画は、他の所有者との共同による策定についても可能とする。
- (4) 森林簿は、提案書を特定した者のみ公表する。
- (5) 業務期間の変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

1 市有林におけるカーボンクレジット創出対象地の選定

J-クレジット制度でのカーボンクレジットの創出を目指し、市有林において最もカーボンクレジットの創出に適した森林を選定すること。

なお、選定においては、候補となる森林については現地調査を行ったうえ、書類の整理を実施し、判断を行うものとする。

また、創出に適した森林の基準は、J-クレジット事業の継続性（J-クレジット対象期間（8～16年）及び永続性担保期間（10年））、森林経営計画の策定及び実行性、CO₂吸収量等とし、複数の林班での創出が可能と判断した場合は、市担当職員と打ち合わせのうえ、選定すること。

2 選定した森林でのカーボンクレジット収支シミュレーションの実施

J-クレジット制度によるカーボンクレジット創出、モニタリング、販売までの過程において、得られる収入およびかかる費用を「クレジット創出期間8年間、16年間」の2種類をシミュレーションすること。

シミュレーションの作成にあたっては「対象森林面積、対象森林の整備量（間伐量）、CO₂吸収量、販売単価、創出の周期」の要素を必須項目とし、数値変更等の柔軟な対応を可能とすること。

3 関係者との各種調整

J-クレジット事業への参画を想定している関係者との打ち合わせのうえ、事業の円滑な実施に向けた準備を行うこと。

今治市市有林Ｊ－クレジット可能性調査業務にかかる
公募型プロポーザル企画提案評価項目及び評価基準

1 基本方針

本業務の受託者の選定にあたっては、「今治市市有林Ｊ－クレジット可能性調査業務仕様書」等の関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から各提案者の次項の審査項目について、評価を行い受託候補者の順位付けを行う。

2 評価項目、評価の視点及び配点

評価は 100 点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

審査項目		審査の視点	配点
(1) 業務遂行力 (30 点)	専門技術	本業務を適正かつ確実に遂行できる知見やノウハウを有しているか。	10
	実施体制	本業務を適正かつ確実に遂行できる人員体制であるか。	5
	実施体制	担当者が実績・経験を有しているか。	5
	同種同規模業務の実施	国・地方公共団体・企業等における類似事業の実績があるか。	10
(2) 企画提案力 (45 点)	実施方針	事業目的を十分に理解した提案がなされているか。	10
		提案書が論理的かつ的確に構成され、内容が分かりやすいか。	20
	工程計画	仕様書記載内容を漏れなく達成した上で、有効な企画が提案されているか。	10
		本業務を適正かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	5
(3) 取組姿勢 (15 点)	取組意欲	本業務の遂行に対する意欲・熱意を感じられるか。	10
	信頼性	要領を得た分かりやすい説明であったか。	5
(4) 見積金額 (10 点)		提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。 (全提案者の見積金額の内最低見積金額／提案者の見積金額) × 配点	10

3 評価

- (1) 前項の評価項目(1)から(3)までの評価の際には、次の表に示す評価基準に基づきAからFまでの6段階で評価を行い、評価項目ごとの配点に乗じて評価点を算出する。

評価	評価基準	配点の倍率
A	優れている	×1.0
B	やや優れている	×0.8
C	普通	×0.6
D	やや劣っている	×0.4
E	劣っている	×0.2
F	要件を満たしていない又は示されていない	×0

- (2) 前項の評価項目(4)の評価の際には、提案者の見積価格に応じ、次の表のとおり評価点を算出する。

評価基準及び配点の倍率（小数点以下切捨て）	
配点(10点) ×	$\frac{\text{最低見積価格}}{\text{提案者見積価格}}$

4 受託候補者の決定方法

選定委員会の評価に従い順位付けを行う。ただし、評価項目(1)から(3)までにかかる全委員の平均得点が6割(54点)に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者とししない。

5 最高得点を挙げた者が2人以上いる場合

最高得点を挙げた者が2人以上いる場合は、①に該当する者を、①が同得点の場合は、②に該当する者を受託候補者とします。

- ① 評価項目(2)企画提案力の実施方針の得点が最も高い者
- ② 見積金額の最も安価な者